

告 示

埼玉県告示第四百七十六号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和七年六月十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 許可番号

第二〇二三―四七―一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字下村君字砂田千五百五十七番一外二十二筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 六百六十四・七五立方メートル